

### 1. 距離制運賃

距離制運賃は、1km を超え50km まで1 km を増すごとに 200 円とし、50km を超え 100km まで1 km を増すごとに 150 円とし、100km を超えるものは1km 増すごとに 100 円を加算する。

運賃表 5km～50km		
距離	単価	運賃
5km	200 円	1,000 円
10km	200 円	2,000 円
15km	200 円	3,000 円
20km	200 円	4,000 円
25km	200 円	5,000 円
30km	200 円	6,000 円
35km	200 円	7,000 円
40km	200 円	8,000 円
45km	200 円	9,000 円
50km	200 円	10,000 円

運賃表 55km～100km		
距離	単価	運賃
55km	150 円	10,750 円
60km	150 円	11,500 円
65km	150 円	12,250 円
70km	150 円	13,000 円
75km	150 円	13,750 円
80km	150 円	14,500 円
85km	150 円	15,250 円
90km	150 円	16,000 円
95km	150 円	16,750 円
100km	150 円	17,500 円

※100km を超えるものは、1km 増すごとに 100 円を加算します

### 2. 時間制運賃

1 日 8 時間とし、1 日貸切運賃を 20,000 円とする。1 時間を増すごとに 2,000 円を加算し 1 時間未満の場合は、30 分を増すごとに 900 円を加算する。

### 3. 個数制運賃

物品 1 個につき 220 円とし、持ちもどりは個数に算入しない。

### 4. 諸料金

積込料及び取卸料は 15 分までごとに 500 円とする。待機時間料は 30 分を超える場合においては、30 分までごとに 1,000 円とする。

### 5. 割増運賃

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器で 1 個の価格が 100 万円以上のもの 2. みこし、仏壇、神仏像	2 割以上の 臨時の約束 による
危険品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	3 割以上の 臨時の約束 による
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	4 割以上の 臨時の約束 による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	3 割
汚い物	塵芥等の廃棄物、し尿	4 割
貴重品・高価品等	貴金属、紙幣、証券類その他高価品	5 割以上の 臨時の約束 による

(2) 特大品割増

内容	割増率
1 個の長さが荷台の長さにその長さの 1 割を加えたもの、重量 100kg または積載した状態において車両の高さが 2.2m 以上または長さが 4m 以上となるもの	3 割以上の 臨時の約束 による

(3) 冬期割増

内容	割増率
12月1日～3月31日	2割

(4) 休日割増

内容	割増率
日曜日及び祝祭日に限る	2割

(5) 深夜早朝割増

内容	割増率
午後10時から午前5時までに運送した距離	3割

## 6. 運賃料金の適応方

- (1) 運賃は、運賃料金表に掲げてある金額またはこれに割増率を乗じた金額を運賃料金表に掲げてある金額に加算した金額とする。
- (2) 運賃は、1車1回ごとに計算し当該運賃料金に円未満の端数がある時には、四捨五入として計算する。
- (3) 貨物の長さ、重量または容積が特に大きな時は、所定の割増率を適用する。
- (4) 運賃距離は1車1回ごとの実キロ程によるものとし、経路が2途以上あるときはその最短となる経路のキロ程により計算する。
- (5) 各割増運賃に該当する場合には、所定の割増率を適用する。
- (6) 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積み込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受する。
- (7) 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積み込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む）に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとする。
- (8) 運賃料金総額に消費税法等に基づく税率を加算する。
- (9) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとする。